

第8期介護保険事業計画作成委員会の公開・運営等について

令和2年 月 日委員会決定

1 会議の公開

- (1) 第8期介護保険事業計画作成委員会（以下「委員会」という。）が行う会議は、原則として公開で行う。
- (2) 会議の傍聴に関する要領は、別に定める。
- (3) 審議内容が島原地域広域市町村圏組合情報公開条例（平成17年3月島原地域広域市町村圏組合条例第1号）第6条第4号の規定に基づく非公開情報となる場合で、委員会が必要と認めるときは、会議を非公開とすることができる。

島原地域広域市町村圏組合情報公開条例（平成17年3月28日条例第1号）

（公文書公開の原則）

第6条 実施機関は、公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開を請求したもの（以下「公開請求者」という。）に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 組合行政運営に関する情報であって、次に掲げるもののいずれかに該当するもの

ア 組合の内部又は組合と国若しくは公共団体（以下「国等」という。）との間における調査、審議、検討又は協議に関する情報で、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの

イ・ウ 略

(5)～(7) 略

2 会議録の作成

- (1) 委員会の会議録は、議事の概要を記した要点筆記とし、発言者の表記は「会長」「副会長」「委員」「オブザーバー」「事務局」等とし、個人の氏名は掲載しない。
- (2) 会議録は、会議に出席した委員の承認を得て確定する。

※具体例：会議録作成後に、各出席委員へ郵送して承認を得ることとし、出席委員自身の発言に限り、要点内容の修正等を申し出ることができる。

3 会議録の公開

- (1) 委員会の会議録は、原則として公開する。
- (2) 会議録の公開は、構成市本庁・支所の市民窓口等へ配架及び島原地域広域市町村圏組合のホームページへの掲載により行う。
- (3) 委員会が必要と認めるときは、会議録を非公開とすることができる。

第8期介護保険事業計画作成委員会の会議における傍聴に関する要領

令和2年 月 日委員会決定

(目的)

第1条 この要領は、島原地域広域市町村圏組合（以下「本組合」という。）が島原地域広域市町村圏組合介護保険事業計画作成委員会設置要綱（平成11年島原地域広域市町村圏組合告示第4号）の規定に基づき設置した第8期介護保険事業計画作成委員会（以下「委員会」という。）の会議における傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の公開原則)

第2条 委員会の会議は、公開する。ただし、会議を非公開とする委員会の議決があったときは、この限りでない。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴の受付は先着順の定員10名を超えないこととし、会場の広さ等により委員会に支障のない範囲内とする。

(傍聴の手続き)

第4条 委員会を傍聴しようとする者は、会議当日、所定の場所で、傍聴人受付票（様式1）に氏名及び住所を記入しなければならない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、用意された席で、静粛に良識ある態度で傍聴しなければならない。なお、会議の進行を行う者から、特に求められた場合を除いて、発言はできない。

(撮影及び録音)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真等の撮影や、録音等を行ってはならない。ただし、委員会において特に認められた者は、この限りではない。

(意見の提出)

第7条 傍聴人は、委員会の終了後、所定の様式（様式2）により意見を提出することができる。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人が、この要領に違反したときは、会議の進行を行う者は、これを制止し、その命令に従わないときは、委員会に諮ってこれを退場させることができる。

島原地域広域市町村圏組合
第8期介護保険事業計画作成委員会
会議傍聴受付票

傍聴日	令和 年 月 日
氏名	
住所	

私は、第8期介護保険事業計画作成委員会の会議における傍聴に関する要領を遵守し、傍聴いたします。

-----切り取り線-----

《傍聴者の遵守事項》

- ① 傍聴人は、用意された席で、静粛に良識ある態度で傍聴すること。
- ② 拍手その他の方法により会議中の言論に対し、賛否を表明しないこと。
- ③ 会議の進行を行う者から、特に求められた場合を除いて、発言はできません。
- ④ 傍聴人は、傍聴席において写真等の撮影や、録音等を行うことはできません。
ただし、委員会において特に認められた者は、この限りではない。
- ⑤ 入室の際は、携帯電話の電源を切るなど、会議の妨げにならないようにしてください。
- ⑥ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、幟の類及び楽器等を持って入場しないでください。
- ⑦ 傍聴席では、飲食、喫煙はしないでください。
- ⑧ みだりに席を移動するなど、目立った行動はしないでください。

上記事項が遵守されないと判断したときは、退場を命ずる場合があります。

第8期介護保険事業計画作成委員会 会長

島原地域広域市町村圏組合
第8期介護保険事業計画作成委員会
会議傍聴受付票 (報道関係者用)

傍聴日	令和 年 月 日
報道機関名	
傍聴者氏名	
報道機材使用の有無	・有 (録音 ・ 録画 ・ 写真撮影) ・無

当機関は、第8期介護保険事業計画作成委員会の会議における傍聴に関する要領を遵守し、傍聴いたします。

一切り取り線

《傍聴者の遵守事項》

- ① 傍聴人は、用意された席で、静粛に良識ある態度で傍聴すること。
- ② 拍手その他の方法により会議中の言論に対し、賛否を表明しないこと。
- ③ 会議の進行を行う者から、特に求められた場合を除いて、発言はできません。
- ④ 傍聴人は、傍聴席において写真等の撮影や、録音等を行うことはできません。
ただし、委員会において特に認められた者は、この限りではない。
- ⑤ 入室の際は、携帯電話の電源を切るなど、会議の妨げにならないようにしてください。
- ⑥ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、幟の類及び楽器等を持って入場しないでください。
- ⑦ 傍聴席では、飲食、喫煙はしないでください。
- ⑧ みだりに席を移動するなど、目立った行動はしないでください。

上記事項が遵守されないと判断したときは、退場を命ずる場合があります。

第8期介護保険事業計画作成委員会 会長

意見書

令和 年 月 日

（あて先）第8期介護保険事業計画作成委員会 会長 様

提出者

郵便番号	
住所	
ふりがな	
氏名	

第8期介護保険事業計画に係る会議において、意見を提出します。

意見の要旨	
意見の理由	